○文部科学省告示第六十七号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十六年度特別支援学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　平成二十六年度特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の種目及び取得できる普通免許状の種類

認定試験の種目	取得できる普通免許状の種類
自立活動（聴覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	聴覚障害教育
自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	肢体不自由教育

二　認定試験の実施機関

国立大学法人筑波大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者

イ　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十六年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

ハ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条表の上欄の各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十六年八月十日（日）

(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎（東京都文京区大塚三丁目二十九番地一号）

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十六年十月五日（日）

(2)　場所

認定試験の種目	試験場	所在地
自立活動（聴覚障害教育）	筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県市川市国府台二丁目二番地一号
自立活動（肢体不自由教育）	筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚三丁目二十九番地一号

五　出願手続

イ　出願書類　受験願書（受験手数料として五千六百円の収入印紙（日本政府発行）を貼ること。）及び履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他筑波大学が定める必要な書類

ロ　願書の請求及び提出先　国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部学校支援課

ハ　願書の受付期間　平成二十六年五月三十日（金）から平成二十六年六月十三日（金）まで（郵送の場合は平成二十六年六月十三日消印のものまで受け付ける。）

六　その他

受験手続等に関する照会は、国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部学校支援課（東京都文京区大塚三丁目二十九番一号　郵便番号一一二―〇〇一二）に行うこと。

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市繋字塗沢四、五、四五の二、字猿田一の七、六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塗沢四、五、四五の二（次の図に示す部分に限る。）、字猿田一の七（次の図に示す部分に限る。）、六八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年五月二十五日から施行する。

平成二十六年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第三項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、定温管理流通加工食品についての流通行程管理者の認定の技術的基準（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十五日から施行する。

平成二十六年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十一条の二（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十五日から施行する。

平成二十六年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第九十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

三の9の(3)のイ中「イラン」の下に「、イラク」を加え、三の9の(3)のロ中「、イラク」を削る。

三の9の(4)のニ及びホ中「サントメ・プリンシペ」の下に「、サウジアラビア」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年五月六日から施行する。ただし、三の9の(4)の改正規定は同年六月十二日から施行する。